

事 務 連 絡
平成30年5月 1日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労 働 部

「社会保険加入に積極的に取り組む企業へのPR支援」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、去る1月15日に開催された第2回建設業社会保険推進連絡協議会では、社会保険加入対策の今後の取組として、取組事例を紹介している企業や、社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業などへのPR支援を行うことが提示されておりました（別添1参照）。この度、具体的PR支援策として、対外的なPRに活用できる「社会保険加入促進宣言企業配布用ステッカー」及び「社会保険加入促進宣言企業配布用ポスター」を作成した旨、国土交通省建設市場整備課よりお知らせがありました（別添2参照※コピー不可となっております。）。

なお、既に開催されました地域会議において行動基準を採択した企業の皆様には、追って整備局等から配布されるとともに、今後開催される地域会議において、行動基準を採択された企業の皆様には、こうしたステッカー等を配布させていただく予定とのことです。

つきましては、趣旨をご理解の上、貴協会会員の皆様に、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
元請企業	
1.	工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2.	下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3.	…(略)…
下請企業	
1.	工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
2.	労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
3.	…(略)…

積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

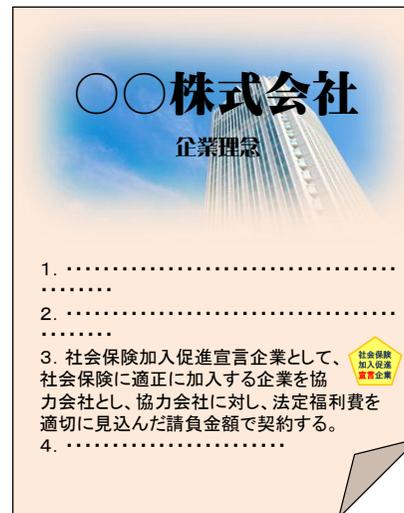
(イメージ)



デザインは検討段階のものです。



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字



【ステッカー（特別版）】



※事例紹介した企業向けを想定

【ステッカー（通常版）】



【ポスター】



※ポスター下部のクレジットは、各地整等バージョンを作成

【電子フォーマット】



各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能

※行動基準採択企業(事例紹介企業を除く) 向けを想定